

上半期の児童相談所の運営状況の報告について

1 主旨

区は、令和2年4月に児童相談所を開設するとともに、児童福祉法施行令第45条の2の規定に基づく社会的養育の推進に向けた取り組み等を開始した。今般、令和2年度上半期におけるこれらの運営状況を取りまとめたので、報告する。

2 児童相談所の運営状況等

(1) 概況

- ・令和2年4月以降、児童相談所の運営及び児童福祉法施行令第45条の2の規定に基づく社会的養育の推進に向けた取り組み等を順調に進めているところである。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大による社会情勢の変化等が、子どもと家庭に与える影響等に留意しながら、より一層きめ細やかな相談援助活動等に努めていく。

(2) 詳細

【別紙】世田谷区児童相談所運営状況等報告（令和2年10月版）のとおり。

<参考 主な報告事項の抜粋>

児童虐待相談の対応状況 【別紙】10ページより

令和2年4月から同年9月までの区児童相談所における虐待相談対応件数は、578件となっている。

区の一時保護の状況 【別紙】13ページより

令和2年4月から9月末までにおける区の一時的保護は、72人となっている。

社会的養護のもとで育つ児童数 【別紙】15ページより

令和2年10月1日現在、養育家庭や施設等へ養育委託・入所措置されている区の児童は117人となっている。

養育家庭の登録数及び委託児童数 【別紙】16ページより

令和2年10月1日現在の区内の養育家庭の登録数は44家庭であり、委託児童数は18人（うち区の児童6人）となっている。

里親等委託率の現状 【別紙】18ページより

令和2年10月1日現在、区における里親等委託率は、20.5%となっている。

養子縁組里親の登録と特別養子縁組の現状 【別紙】20ページより

- ・令和2年10月1日現在、区児童相談所に養子縁組里親として登録された家庭は、37家庭となっている。
- ・令和2年4月から同年9月までの区児童相談所が仲介した特別養子縁組の成立数は2件となっている。

3 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| 令和2年12月 | 養育家庭推進・啓発動画、児童虐待防止啓発動画の配信開始 |
| 令和3年2月 | 福祉保健常任委員会（世田谷区社会的養育推進計画（案）の報告） |
| 3月 | 世田谷区社会的養育推進計画 策定 |
| 5月 | 福祉保健常任委員会（令和2年度の児童相談所の運営状況【速報値】の報告） |